

ご確認ください！！

介護支援専門員証の有効期間更新について

介護支援専門員として業務を続けるには、介護支援専門員証の有効期間の更新が必要です。更新しなかった場合、介護支援専門員としての業務を行うことができず、ご本人のみならず、事業所や利用者が困ることになります。有効期間の更新のポイントは次のとおりです。

1. 有効期間満了日はいつか？

平成 18 年 3 月までに交付した介護支援専門員登録証明書には有効期間満了日の記載はありません。「知らない間に有効期間が過ぎていた」という事態にならないよう、有効期間満了日がいつになっているか注意してください。なお、有効期間満了日については、8 桁の登録番号とともに通知しております。

2. 更新に必要な研修は何か？ それは修了済みか？

介護支援専門員の実務に就いている方が、初回の有効期間更新に必要な研修は、専門研修課程Ⅰと専門研修課程Ⅱの 2 つです。「片方のみの修了でいいと思っていた。」「専門研修課程Ⅱを何度も修了したから十分だと思った。」「修了証明書は手元にはないが、受講した記憶があるから大丈夫だと考えていた。」という思い込みの結果、更新できなくなった方もおられます。必要な研修を理解のうえ、修了証明書により研修修了の確認を行ってください。(なお、修了証明書は更新手続き時の添付書類として必要です。)

3. 有効期間2ヶ月前からの更新申請！

更新手続きは申請が必要です。研修を修了しただけでは更新できません。有効期間満了日までに必要な書類とともに県長寿介護課へ提出してください。

更新に必要な書類は、県のホームページからダウンロードできます。また、県や研修実施機関である県社協ホームページでは、その他の情報も提供しております。更新忘れのないよう、よろしく願いいたします。

県ホームページ：<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/care/oshirase/touroku/kojin.htm>

(トップページから「ケアマネ」でキーワード検索し、「介護支援専門員の登録等について」
⇒「1. 基本事項の変更等について(個人の届出事項)」と選択する方法もあります。)

県社協ホームページ：<http://www.ehime-shakyo.or.jp/shinkou/care-manager/index.htm>

問い合わせ 提出先

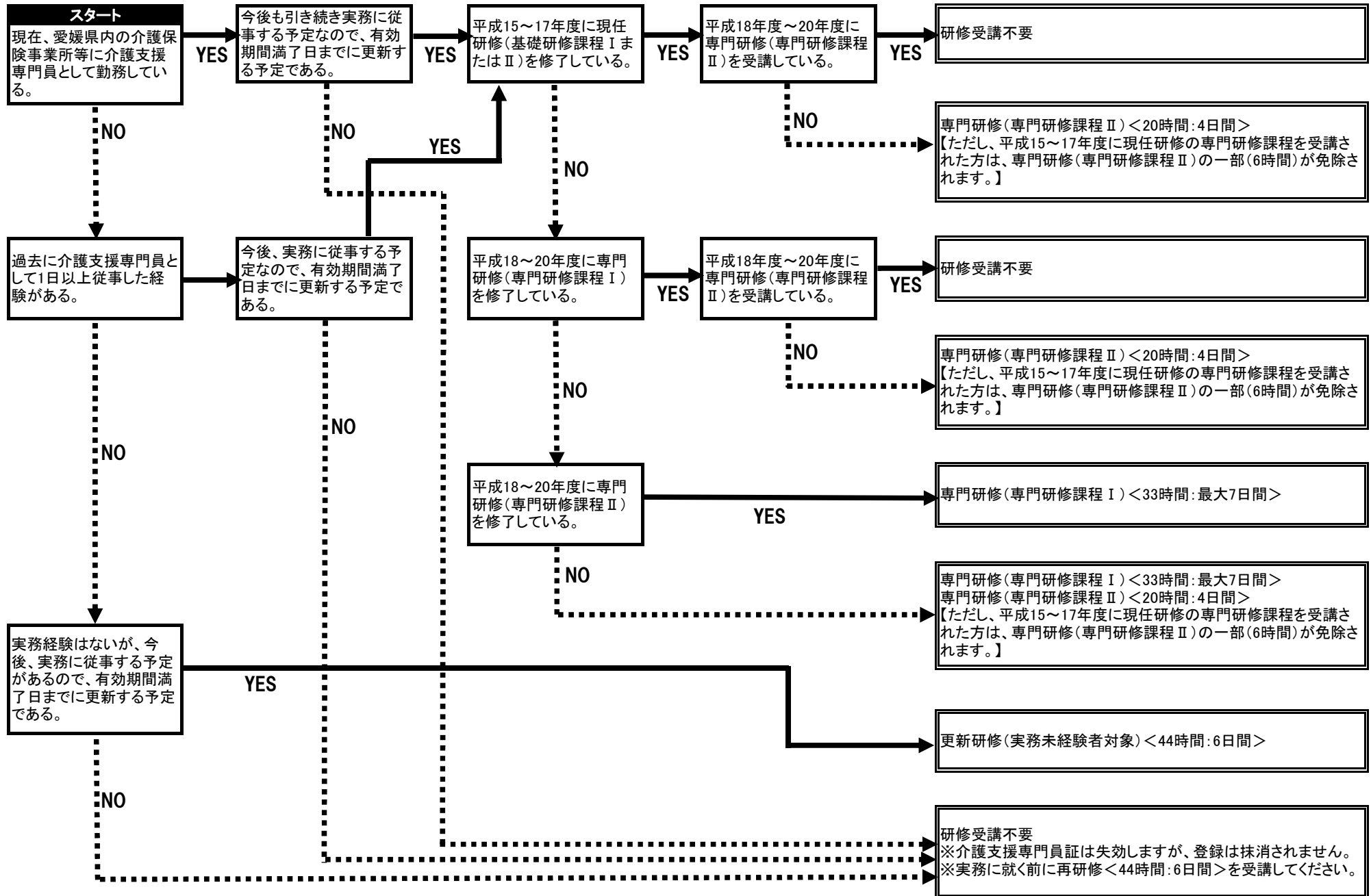
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県庁 長寿介護課 介護研修係宛て(持参でも結構です。)

TEL089-912-2338(係直通)

FAX089-935-8075

介護支援専門員証を更新するための研修確認フローチャート



介護支援専門員関連研修・登録等に関するQ&A

第6版

平成21年7月15日

愛媛県社会福祉協議会

1 研修に関すること

Q1 平成18年度の制度改正により、介護支援専門員を対象とした研修はどのように変わりましたか。

【A1】 研修内容及び対象者、実施時期等は下表のとおりです。

研修名称		時間数	研修対象者	研修実施時期	実施機関
実務従事者基礎研修		33 時間程度	実務従事者で就業後 1 年未満の方	10 月～12 月	県社協
専門研修 (※実務経験者対象の更新研修を兼ねます)	専門研修課程Ⅰ	33 時間	(1) 実務従事者で就業後 6 か月以上の方 (2) 現在までに実務経験があつて初めて介護支援専門員証の更新を希望する方	6 月～8 月	県社協
	専門研修課程Ⅱ	20 時間	(1) 実務従事者で就業後 3 年以上の方 (2) 現在までに実務経験があつて介護支援専門員証の更新を希望する方	8 月～10 月	県社協
主任介護支援専門員研修		64 時間	専門研修課程Ⅰ及びⅡを修了した方で実務従事期間 5 年以上の方等	10 月～1 月	県長寿介護課
更新研修 (実務未経験者対象) ※実務研修と合同開催		44 時間	実務未経験者で介護支援専門員証の有効期間更新を希望する方で有効期間満了日の 1 年以内の方	1 月～3 月	県社協
再研修 ※実務研修と合同開催		44 時間	介護支援専門員証の有効期間満了後、介護支援専門員証の交付を希望する方	1 月～3 月	県社協
実務研修		44 時間	介護支援専門員実務研修受講試験に合格された方	1 月～3 月	県社協

Q2 実務従事者基礎研修は、全員が受講する必要がありますか。

【A2】 実務従事者基礎研修については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企発第22号）の第2-3-(12)③においても、「指定居宅介護支援事業者は、「介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月から1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保しなければならない。」とあり、事業所においては、介護支援専門員が基礎研修を受講できるように配慮する義務があります。

ただし、現時点では、研修未受講であることをもって、介護支援専門員証の有効期間が更新できないことはありませんし、業務ができなくなることはありません。

Q3 実務従事者基礎研修を修了しなければ、専門研修、主任介護支援専門員研修を受講できませんか。

【A3】 実務従事者基礎研修の修了が、専門研修、主任介護支援専門員研修の受講要件となっているわけではありませので、受講することは可能です。

Q4 有効期間更新に必要とされる専門研修(専門研修課程Ⅰ)が全部免除されるケースがあると聞きました。それはどのような条件ですか。

【A4】 専門研修(専門研修課程Ⅰ)が全部免除されるのは、平成15年度から平成17年度に実施した「介護支援専門員現任研修」の「基礎研修課程Ⅰ」または、「基礎研修課程Ⅱ」を修了していることが条件です。

なお、全課程を受講していなければ、修了とはなりませんのでご注意ください。

Q5 有効期間更新に必要とされる専門研修(専門研修課程Ⅱ)が一部免除される対象ケースがあると聞きました。それはどのような条件ですか。

【A5】 専門研修(専門研修課程Ⅱ)のうち、一部免除されるのは、平成15年度から平成17年度に実施した「介護支援専門員現任研修」の「専門研修課程」を修了していることが条件です。

また、一部免除される科目は、「行政説明(介護支援専門員の課題)[3時間]」と「サービス担当者会議演習[3時間]」です。

なお、全課程を受講していなければ、修了とはなりませんのでご注意ください。

Q6 有効期間更新に必要な専門研修(専門研修課程Ⅰ・Ⅱ)の免除該当者であるかどうかの確認はどうすればよいですか。

【A6】 県長寿介護課が通知した「平成15～17年度における介護支援専門員現任研修の修了確認について」（平成19年6月15日付け19長第349号）の中に各介護支援専門員が全課程を受講し修了している研修名が記載されていますので、確認してください。

上記文書で確認が取れない場合は、愛媛県社会福祉協議会ホームページ上の「ケアマネ」⇒「その他様式等」をクリックいただくと「介護支援専門員研修履歴照会票」を掲載しておりますので、氏名・介護支援専門員証番号(8桁)等をご記入の上、ファックスにて愛媛県社会福祉協議会福祉振興班までお送りください。受理後、履歴を照会のうえファックスにて回答いたします。

(県社協ホームページ <http://www.ehime-shakyo.or.jp/>)

なお、「介護支援専門員研修履歴照会票」は、更新申請時に必要な添付書類ではありません。免除該当者で県長寿介護課が通知した「平成15～17年度における介護支援専門員現任研修の

修了確認について」(平成19年6月15日付け19長第349号)をお持ちでない方は、県へ再発行の手続きについてお問い合わせください。

Q7 有効期間更新のため、専門研修(専門研修課程Ⅱ)を受講したいのですが、就業して3年以上経過していません。どうすればいいでしょうか。

【A7】 有効期間満了日まで1年以内となっている場合であれば、介護支援専門員証の更新のために必要な更新研修として受講可能です。

Q8 主任介護支援専門員研修の対象者や開催時期について教えてください。

【A8】 県内に所在する地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等に勤務する現任の介護支援専門員であり、次の(1)～(3)全ての条件に該当する方が対象となる予定です。また、開催時期は、例年10月から翌年1月頃の予定です。いずれも予定ですのでご注意ください。

- (1) 専門研修(専門研修課程Ⅰ・Ⅱ)を修了していること
- (2) 次の①～③のいずれかに該当すること
 - ①専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上である者
 - ②ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員としての従事期間が3年以上である者
 - ③ケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- (3) 県又は市町が行う介護支援専門員を対象とした研修に協力することができること

Q9 実務経験がないのですが、受講できる研修はありますか。

【A9】 実務経験がない方は、「実務従事者基礎研修」や「専門研修(専門研修課程Ⅰ・Ⅱ)」を受講することができません。

ただし、現在は、実務経験がなくても、実務に従事した時点で、「実務従事者基礎研修」や「専門研修(専門研修課程Ⅰ・Ⅱ)」を受講することができます。

実務経験がないまま受講できる研修は、更新に必要な「更新研修」、若しくは有効期間満了後に介護支援専門員証の交付を受けるための「再研修」のみとなっています。

- (1) 有効期間内の場合は、有効期間満了1年前に開催される「更新研修(実務未経験者対象)」を受講する必要があります。
- (2) 有効期間満了後は、実務に従事する見込みが立ち次第、「再研修」を受講する必要があります。

ただし、介護支援専門員の実務に従事する予定のない方は、「更新研修(実務未経験者対象)」や「再研修」を受講する義務はありません。

Q10 実務経験とは、具体的にどのようなことを指すのですか。

【A10】 介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所または施設において、介護支援専門員として従事した方のことです。

- (1) 居宅介護支援事業所
- (2) 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- (3) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者

- (4) 介護保険施設
- (5) 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- (6) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- (7) 介護予防支援事業者
- (8) 地域包括支援センター

ただし、上記事業所または、施設等で就労していたとしても、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていた場合等、居宅等サービス計画書の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められません。

Q11 どのくらい実務に従事していれば、「実務に従事している」と認められますか。

- 【A11】 実務経験期間については、特に定めがないことから、実務経験の期間にかかわらず、居宅等サービス計画書の作成を行っていたことがあれば、実務経験者として認められます。
- したがって、現在までに1日以上介護支援専門員業務に従事すれば実務経験者として認められます。

Q12 現在、居宅介護支援事業所で管理者をしていますが、居宅等サービス計画書の作成業務をしていません。この場合は、どの研修を受講すればよいですか。

- 【A12】 管理者の場合、居宅等サービス計画書を作成していない場合でも、介護支援専門員としての業務に従事しているものとみなすため、専門研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）を受講する必要があります。

Q13 現在、地域包括支援センターで主任介護支援専門員として従事していますが、介護予防支援計画書を作成していません。この場合、どの研修を受講すればよいですか。

- 【A13】 地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配置されている方であって、介護予防支援計画書を作成していない場合であっても、主任介護支援専門員として従事している方であれば、介護支援専門員業務に従事しているとみなされます。このため、有効期間を更新するためには、専門研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）を受講する必要があります。

Q14 介護支援専門員として居宅等サービス計画書の作成業務には従事せず、行政から委託を受けて、要介護認定調査の業務に従事してきた場合は、どの研修を受講すればよいですか。

- 【A14】 認定調査員は、介護支援専門員の実務経験に含まれませんので、「実務従事者基礎研修」や「専門研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）」を受講することができません。
- 一方、認定調査員は介護支援専門員の資格が必要とされますので、認定調査業務を引き続き行うためには、「更新研修（実務未経験者対象）」を有効期間満了1年前に受講し、更新申請を行い、資格を保有しておく必要があります。

Q15 研修を受講しないと資格は剥奪されるのですか。

- 【A15】 介護支援専門員として登録された内容は、削除しない限り剥奪されることはありません。
- しかし、介護支援専門員として従事する上では、常に新しい知識、技能等が必要とされている

ことから、介護支援専門員証に有効期間が付され、更新のためには、一定の研修受講が義務付けられています。

このため、有効期間内に更新に必要な所定の研修を修了していない、あるいは、修了していても、有効期間内に有効期間の更新手続きをしなければ、現在の介護支援専門員証は失効し、介護支援専門員の資格を必要とする業務を行うことができません。

ただし、この場合でも登録内容が消除されるわけではありません。新たに「再研修」を修了して交付申請することで、新しい介護支援専門員証の交付を受けることができます。再度、試験に合格する必要はありません。

なお、「再研修」は、年1回（1月～3月）の開催ですので、研修期日を十分確認のうえ就業計画を立ててください。

Q16 有効期間を更新できなかった場合はどうなりますか。

【A16】 更新に必要な研修を未受講のまま有効期間満了日を迎えた方は、有効期間満了日より後は、介護支援専門員として就業できません。速やかに介護支援専門員証を登録している都道府県へ返納してください。

ただし、介護支援専門員資格が剥奪されるわけではありませんので、再度、試験に合格する必要はありません。

就業希望の場合は、新たに「再研修」を修了して交付申請し、新しい介護支援専門員証の交付を受けてください。

なお、「再研修」は、年1回（1月～3月）の開催ですので、研修期日を十分確認のうえ就業計画を立ててください。

Q17 研修の一部カリキュラムを受講できない(できなかった)場合はどうなりますか。

【A17】 研修は、一連の流れに基づいてカリキュラムを構成していますので、原則、受講前から一部カリキュラムの受講ができないと判断した場合は、有効期間内の受講できる年度に全部のカリキュラムを受講してください。

研修当日の公共交通機関の乱れや家庭・業務等の緊急事態等やむを得ないと判断できた事由により、遅刻・早退・欠席した場合は、未受講カリキュラムを次年度に受講することができます。

この場合は、未受講カリキュラム受講後、研修修了となります。

ただし、有効期間満了後に未受講カリキュラムを受講することができませんので、有効期間満了後の更新に必要な研修は、「再研修」となります。

また、上記「再研修」の該当者で専門研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）のいずれかを修了している場合であっても、更新に必要な研修としては無効となります。

2 登録等に関すること

Q18 介護支援専門員について、平成18年度からどのような変更がありましたか。

【A18】 平成18年4月の介護保険法一部改正により、「介護支援専門員登録証明書」が「介護支援専門員証」に変更され、登録番号が全国統一ルールに従った8桁のものになるとともに、5年間の有効期間が設けられました。この有効期間を更新するためには、有効期間満了日前に更新手続きに必要な研修を受講し、更新申請を行う必要があります。

このため、県では、平成17年度に把握しているご住所宛てにお知らせを郵送し、申出のあった方には「介護支援専門員登録番号及び介護支援専門員登録証明書の有効期限の通知について」という通知をお届けしております。

Q19 現在、介護支援専門員登録証明書を持っていますが、有効期間はいつまでですか。

【A19】 愛媛県で発行した介護支援専門員登録証明書を持っている方の有効期間満了日は下表のとおりです。愛媛県外で登録された方は、登録されている都道府県へお問い合わせください。

なお、有効期間は交付日より5年であり、交付申請の時期が研修修了直後でない方は次の表には当てはまりません。

また、書換交付された場合も当初の交付年月日に対する有効期間が引き継がれています。ご自身の介護支援専門員証でご確認ください。

登録証明書の日付	有効期間満了日	登録証明書の日付、交付年月日	有効期間満了日
平成13年1月29日	平成21年1月29日	平成16年2月29日	平成22年3月1日
平成13年2月18日	平成21年2月18日	平成16年3月7日	平成22年3月7日
平成13年2月25日	平成21年2月25日	平成16年3月14日	平成22年3月14日
平成13年3月4日	平成21年3月4日	平成16年3月21日	平成22年3月21日
平成13年3月11日	平成21年3月11日	平成17年2月13日	平成23年2月13日
平成13年3月18日	平成21年3月18日	平成17年2月20日	平成23年2月20日
平成13年3月25日	平成21年3月25日	平成17年2月27日	平成23年2月27日
平成14年1月13日	平成21年1月13日	平成17年3月6日	平成23年3月6日
平成14年2月17日	平成21年2月17日	平成17年3月13日	平成23年3月13日
平成14年2月24日	平成21年2月24日	平成17年3月20日	平成23年3月20日
平成14年3月3日	平成21年3月3日	平成18年3月11日	平成23年3月11日
平成14年3月10日	平成21年3月10日	平成18年3月12日	平成23年3月12日
平成14年3月17日	平成21年3月17日	平成18年3月18日	平成23年3月18日
平成14年3月24日	平成21年3月24日	平成18年3月19日	平成23年3月19日
平成15年2月16日	平成22年2月16日	平成18年3月25日	平成23年3月25日
平成15年2月23日	平成22年2月23日	平成18年3月26日	平成23年3月26日
平成15年3月2日	平成22年3月2日	平成19年3月5日	平成24年3月4日
平成15年3月9日	平成22年3月9日	平成19年3月12日	平成24年3月11日
平成15年3月16日	平成22年3月16日	平成19年3月19日	平成24年3月18日
平成15年3月23日	平成22年3月23日	平成20年3月10日	平成25年3月9日
平成16年2月15日	平成22年2月15日	平成20年3月17日	平成25年3月16日
平成16年2月22日	平成22年2月22日	平成20年3月24日	平成25年3月23日
		平成21年3月31日	平成26年3月30日

Q20 介護支援専門員の 8 桁の登録番号とは何ですか。

【A20】 平成18年4月の介護保険法一部改正により、「介護支援専門員登録証明書」が「介護支援専門員証」に変更され、登録番号が全国統一ルールに従った新しいものとなりました。この新しい登録番号は、介護支援専門員ご本人からの申出により付番される仕組みとなっています。

現在、介護支援専門員の資格をお持ちで、これまでにその申出を行っておらず、新しい登録番号や介護支援専門員証の有効期間満了日を知らない方は、県ホームページの説明を参考に必要書類を県長寿介護課へ提出してください。

<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/care/oshirase/touroku/jizen/index.htm>

Q21 「介護支援専門員登録番号及び介護支援専門員登録証明書の有効期限の通知について」を紛失してしまいました。

【A21】 「通知」の再発行は可能です。県ホームページの8桁の介護支援専門員登録番号付番について説明した箇所で、再発行に必要な書類等を掲載していますので、そちらでご確認ください。

なお、「介護支援専門員証」交付までの一時的な措置ですので、介護支援専門員証交付後は必要ありません。

<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/care/oshirase/touroku/jizen/index.htm>

Q22 介護支援専門員としての就業にあたり、事業所から登録証明書という緑色B5書類の提出を求められたのですが。

【A22】 平成18年4月の介護保険法一部改正により、「介護支援専門員登録証明書」は「介護支援専門員証」に変更されました。平成18年3月以前に登録された方には、B5サイズと名刺サイズ（携帯版）の2種類をお渡ししていましたが、「介護支援専門員証」となった平成18年4月以降は、顔写真などが含まれた名刺サイズのみをお渡ししています。なお、「介護支援専門員登録証明書」をお持ちの方も更新手続き等により、順次、介護支援専門員証に切り替わることとなります。事業所にはその旨説明してください。

Q23 氏名や住所が変わった場合は、どのような手続きが必要ですか。

【A23】 登録事項である氏名や住所に変更があった場合は、届け出なければならないことになっています。有効期間が到来していない方は、「介護支援専門員登録変更届出書 兼 介護支援専門員証書換交付申請書」（様式第4号）に必要事項を記入のうえ、変更事項を証する書類を添付し、県長寿介護課に提出してください。

平成18年度以降に登録した方で介護支援専門員証未発行、または、有効期間満了日を経過して失効中の方は、「介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証交付申請書」（様式第3号）により登録事項の変更手続きを行ってください。未発行で交付可能な方は、同じ申請書を使ってあわせて介護支援専門員証の交付を申請することができます。

なお、「介護支援専門員登録証明書」をお持ちで住所だけが変わった場合も、「介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証交付申請書」（様式第3号）を使用してください。この場合の添付書類は、2「住所の変更が確認できる書類の原本」のみとなります。

詳しくは県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/care/oshirase/touroku/kojin.htm>

Q24 介護支援専門員証を紛失した場合は、どのような手続きが必要ですか。

【A24】 介護支援専門員証を紛失・破損した場合は、「介護支援専門員証再交付申請書」（様式第5号）に必要事項を記入のうえ、写真等を添付し、県長寿介護課に提出してください。

詳しくは県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/care/oshirase/touroku/kojin.htm>

Q25 当面、介護支援専門員として業務に就く予定がないため、更新手続きをしていない場合、有効期間の切れた介護支援専門員証はどのようにすればよいですか。

【A25】 有効期間満了日を経過し、失効した介護支援専門員証は、介護保険法の規定により速やかに都道府県へ返納していただく必要がありますので、県長寿介護課に郵送または持参してください。

改めて介護支援専門員証の交付を受けるためには、再研修を受講し、交付申請を行ってください。

Q26 介護支援専門員証の有効期間を更新するにはどうすればよいのですか。

【A26】 有効期間を切らすことなく更新するためには、「更新研修」を修了し、「介護支援専門員の有効期間の更新申請書」（様式第6号）等により更新申請を行う必要があります。（※更新研修を修了すれば自動的に更新されるものではありません。）下の『フロー図』を参照してください。

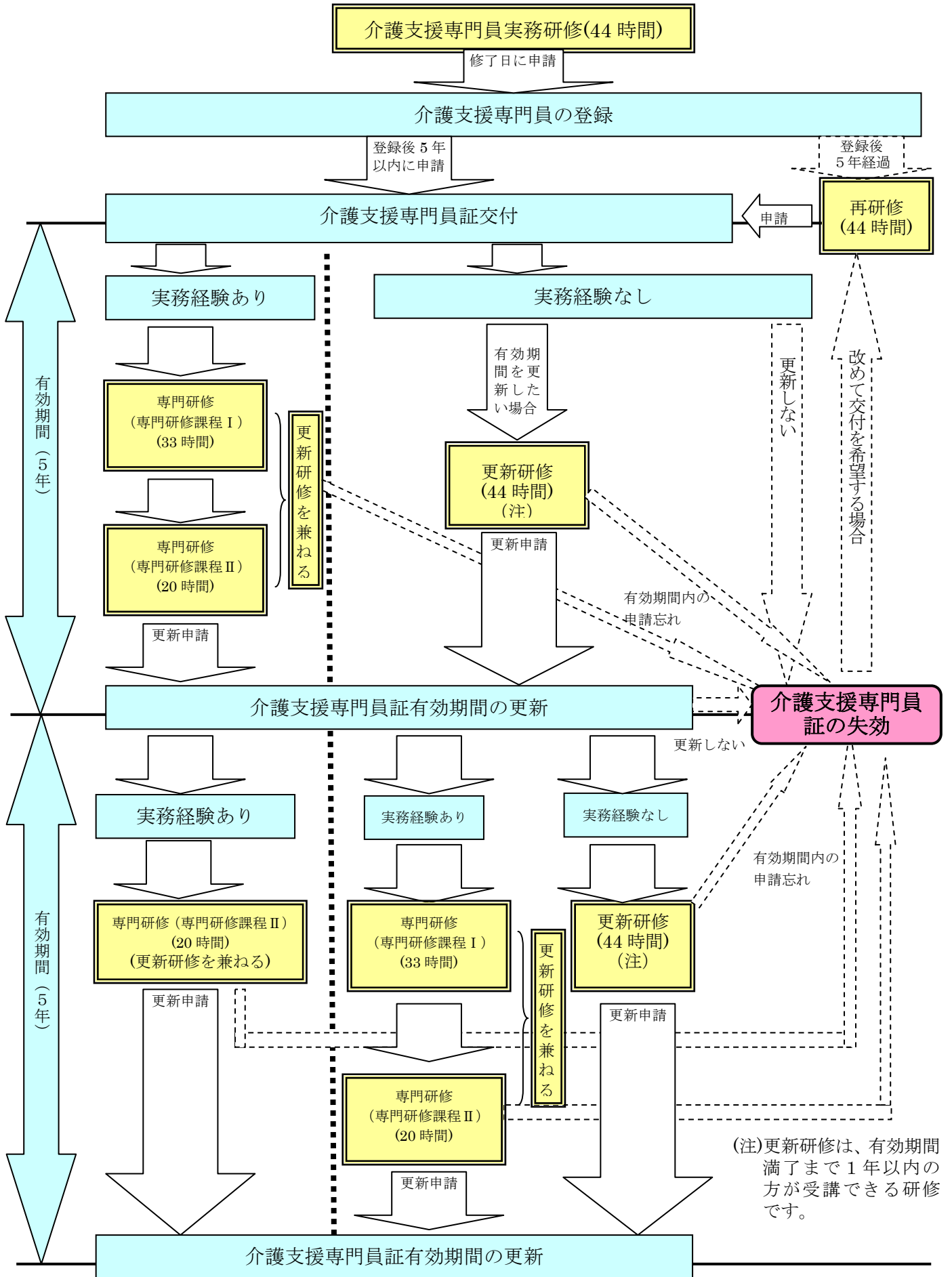
この「更新研修」と呼ばれる研修は、実務経験者と実務未経験者とで受講すべき内容が変わります。実務経験者の場合、専門研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）と同内容とされていることから、現在実施している専門研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）を修了していれば、更新に必要な研修を修了したことになります。

次に、実務未経験者の場合は、実務研修課程と同内容とされていることから、実務研修と同時期に「更新研修」として実施します。

一方、更新申請を行うことなく有効期間満了日を経過してしまった場合は、実務経験や介護支援専門員証交付の有無に関係なく、「再研修」の対象となります。再研修課程は実務研修課程と同内容とされていることから、実務研修と同時期に実施する見込みです。

更新に必要な「専門研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）」や「更新研修」を修了している方については、更新申請の手続きを忘れないようご注意ください。

介護支援専門員証の交付及び更新フロー図



(注)更新研修は、有効期間満了まで1年以内の方が受講できる研修です。

Q27 更新申請を忘れた場合、どうなりますか。

【A27】 前問の説明にもあるとおり、更新申請を行うことなく有効期間満了日を経過してしまった場合は、実務経験や介護支援専門員証交付の有無に関係なく、「再研修」の対象となります。

つまり、介護支援専門員証は失効し、介護支援専門員資格が必要な業務を行うことができません。改めて介護支援専門員証の交付を受けるためには、1月～3月に開催見込みの「再研修」を受講し、交付申請する必要があります。

更新に必要な「専門研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）」や「更新研修（実務未経験者対象）」を修了している方は、更新申請の手続きを忘れないようご注意ください。

Q28 更新申請の提出時期はいつですか。

【A28】 有効期間満了の2か月前から受付します。有効期間満了日必着でお願いします。経過した場合は前問のとおりです。必要な書類等については、県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/care/oshirase/touroku/kojin.htm>

Q29 勤務先が変わった場合も県へ届け出る必要がありますか。

【A29】 いわゆる就労情報に関する届出は、介護保険事業者が行うこととされています。介護支援専門員個人として届出を行う必要はありません。

詳しくは県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/care/oshirase/touroku/index.htm>

Q30 介護支援専門員に関してどのような手続きがありますか。

【A30】 介護支援専門員として提出していただく可能性があるのは、次の10種類です。手続きの内容により必要な様式を選択してください。なお、従来の様式では1回の手続きで2種類以上の様式が必要となることが多かったことから、平成21年6月に様式が改正され、基本的に1種類の様式で手続きできるようになっています。

手続きの内容	様式	様式名称
実務研修を修了した方が、新たに介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付を申請する場合	第1号	介護支援専門員登録申請書兼 介護支援専門員証交付申請書
すでに愛媛県に登録のある介護支援専門員の方で、新たに介護支援専門員証の交付を申請する場合	第2号	介護支援専門員証交付申請書
介護支援専門員証の交付を受けていない、あるいは失効している介護支援専門員の方で、登録事項（氏名・住所）の変更の届出をする場合	第3号	介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証交付申請書
証の交付を受けていない介護支援専門員の方で、登録事項（氏名・住所）の変更届出と介護支援専門員証の交付を申請する場合		
有効な介護支援専門員登録証明書（緑色、顔写真や住所表示等なし）をお持ちの介護支援専門員の方で、住所のみが変更となった場合		

介護支援専門員証が有効期間中である介護支援専門員の方で、登録事項（氏名・住所）の変更届出及び介護支援専門員証の交付を申請する場合	第4号	介護支援専門員登録変更届出書 兼 介護支援専門員証書換交付申請書
介護支援専門員証を紛失などし、再交付を申請する場合	第5号	介護支援専門員証再交付申請書
介護支援専門員証の有効期間を更新する場合	第6号	介護支援専門員証の有効期間の更新申請書
愛媛県以外で登録されている介護支援専門員の方で、愛媛県への登録移転及び介護支援専門員証の交付を申請する場合	第7号	介護支援専門員登録移転申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書
介護支援専門員の方が亡くなられた場合などに、相続人の方などが届出する場合	第8号	介護支援専門員死亡等の届出書
介護支援専門員の方が、自らの意思で登録を削除の申請する場合	第9号	介護支援専門員登録削除申請書
失効した介護支援専門員証などを返納する場合	第10号	介護支援専門員証返納届出書

Q31 提出先・問合せ先はどこになりますか。

【A31】 介護支援専門員の登録などに関する提出先・問合せ先は、県庁長寿介護課になります。（研修の申込先などは、愛媛県社会福祉協議会となります。）

各種手続きについては県ホームページでお知らせしています。提出書類のダウンロードも可能ですので、こちらをご確認ください。

<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/care/oshirase/touroku/kojin.htm>

〒790-8570 松山市一番町4-4-2

愛媛県庁 長寿介護課 介護研修係

TEL 089-912-2338 FAX 089-935-8075

(様式第6号)

愛媛県収入証紙ちょう付欄

・2,700円分。消印はしないこと。

介護支援専門員証の有効期間の更新申請書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

申請者氏名 印
電話番号(自宅等)
電話番号(勤務先)

次のとおり、介護支援専門員証の更新について申請します。

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
フリガナ	
住所	〒
登録番号	(8桁の番号を記入)
有効期間満了日	年 月 日
前回有効期間更新時の研修種類等	<input type="checkbox"/> 有効期間更新は初回 <input type="checkbox"/> 更新研修(実務未経験者対象)、 <input type="checkbox"/> 再研修 (今回の更新に必要な研修は、専門研修課程ⅠとⅡ、又は、更新研修(実務未経験者対象)) <input type="checkbox"/> 専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ (今回の更新に必要な研修は、専門研修課程Ⅱ、又は、更新研修(実務未経験者対象))
欠格事由	介護保険法第69条の2第1項第1号から第3号のいずれかに <input type="checkbox"/> 該当する(<input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号、 <input type="checkbox"/> 第3号) ・ <input type="checkbox"/> 該当しない

添付書類

- 1 介護支援専門員証又は介護支援専門員登録証明書のいずれも原本。(なお、亡失等により添付できない場合は、下欄の紛失申立に記入すること。)
- 2 更新研修等の修了証明書(写)。(専門研修課程Ⅰに代わる現任研修基礎課程Ⅰ又はⅡの修了確認通知を紛失した場合は、下記「平成15～17年度…修了確認について」の再発行希望をチェックすること。)
- 3 証明写真(縦3cm×横2.4cm 申請の6ヶ月以内に、無帽、無背景で上半身を正面から撮影したものの裏面に氏名を記入したもの。インクジェットプリンタ等で印刷したものは不可。)
- 4 送付用封筒(長形3号120×235[㍉]。氏名と住所を明記し、390円分切手を貼付のこと。)

本申請とあわせて、

- 登録事項に変更が生じたため、上記内容を変更後の内容として、登録事項の変更を希望します。(氏名又は住所の変更が確認できる書類の原本(コピー不可)を添付のこと。)
- 「平成15～17年度における介護支援専門員現任研修の修了確認について」の再発行を希望します。

- 注(1) 氏名を自署して申請する場合は、押印を省略することができる。(シャチハタは使用不可)
(2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
(3) 欄には、該当する項目を必要に応じて、レ印をするか、黒く塗りつぶすこと。

介護支援専門員証等の紛失申立

私は、愛媛県知事が発行した 介護支援専門員登録証明書(B5版)
 介護支援専門員登録証明書(携帯用)
 介護支援専門員証 を紛失したことを申し立てます。紛失したものを発見したときは、速やかに愛媛県へ返納します。

氏名 _____ 印 _____